

## 対象となる経費は？

対象となる経費には、「生活関係経費」と「居住関係経費」があります。  
対象となる経費で実際に支出した額について、支援金を支給します。  
(但し、限度額があります。)

支援金は、日常生活用品の購入などの経費（生活関係経費といいます。）に対し最高100万円、被災住宅の解体・撤去等経費、住宅再建のための借入金に対する利息や借家の家賃などの経費（居住関係経費といいます。）に対し最高200万円、合計で最高300万円を受け取ることができます。

### **生活関係経費**

全壊世帯や半壊解体世帯などに対する生活関係経費としての支援金は、次のアからカまでの経費の合計額（最高額は100万円）です。

#### **ア 生活用品経費**

日常生活に必要な物品や、被災した世帯・地域などの事情により必要とされる物品類で、次の表 - 4に掲げる物品の購入費、又は災害により故障破損した物品の修理費です。

#### **イ 医療用具又は福祉用具**

医療又は福祉用具として、現在認められているものは次の通りです。

血圧計、低周波治療器、温熱治療器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器、義眼、義肢、排便補助具、収尿器、超短波治療器、視力表、家庭用吸入器（平成18年3月現在）

#### **ウ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合に必要となる医療費**

自然災害による負傷等で、自然災害が発生した日から起算して1年を経過する日までの間に支払われる費用であって、社会保険、健康保険、国民健康保険、日雇労働者健康保険、共済組合など法令の規定に基づき、給付される医療費を補てんする保険金の額を控除した自己負担額が対象となります。

#### **エ 住居の移転に必要な移転費（引越費用）**

被災世帯が生活の本拠として使用する住居への引っ越しをする場合に必要となる家財の運送費用が対象となります。応急仮設住宅など一時的な居住又は避難を目的とする住宅への引っ越し費用は対象となりません。

#### **オ 住居の移転のための交通費**

鉄道、航空機、バス、タクシー等交通機関の利用料金が対象となります。応急仮設住宅など一時的な居住又は避難を目的とする住宅への引っ越し費用は対象となりません。

#### **カ 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価**

賃貸住宅に入居する場合に必要な、いわゆる礼金の類で賃貸借契約が終了し、住宅を明け渡す際に賃貸人から返還されない費用が対象となります。賃貸借契約の終了時に返還される敷金の類は対象となりません。

表 - 4 物品の範囲

物品	物品の範囲等
自動炊飯器	
電子レンジ	オープンレンジの類も対象となります。
ガステーブル類	ガスコンロ、電気コンロの類も対象となります。
電気冷蔵庫	
電気掃除機	
電気洗濯機	
ミシン	
電気アイロン	
扇風機	
たんす	和たんす、洋服たんす、整理たんすの類が対象となります。
座卓	
食堂セット	食卓及びいす数脚が1組となっているいわゆるダイニングセットの類が対象となります。
食器戸棚	茶たんすの類も対象となります。
照明器具	室内で使用するものを対象とします。
鏡台	
寝具	ベッド、掛布団、敷布団、毛布、枕、敷布類、掛布類などを対象とします。
自転車	
電話機	
テレビ	
ラジオ	ラジオ付きのカセットテープレコーダー及びコンパクトディスクプレイヤーの類も対象となります。
冷暖房器具	ルームエアコン、ストーブ(温風機を含む。) 電気ごたつ、電気カーペットが対象となります。 ストーブには石油、ガス、電気等を燃料とするストーブ又はファンヒーターが対象となります。
防寒服	
ベビーベッド	
うば車	
学生服	
学習机	
眼鏡	
コンタクトレンズ	
補聴器	
その他の医療用具又は福祉用具	

## **居住関係経費（全壊世帯・半壊解体世帯等）**

全壊世帯や半壊解体世帯などに対する居住関係経費としての支援金は、次のア及びイの合計額（最高額は200万円）です。なお、被災した住宅が自己所有でない場合、イに係る経費については算出額（家賃等を除く）の1/2となります。

### **ア 居住関係経費・家賃等**

**（支給される最高額は50万円で、この額は居住関係経費（支給される最高額は200万円）の内数）**

#### 住宅を賃貸する場合の当該住宅の家賃

- ・住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃が対象となります。
- ・公営住宅については、既に公的な支援を受けていることから、対象外となります。
- ・住宅の建設又は購入するまでの間、一時的な居住の用に供するための仮設住宅、その他物件（テント、トレーラーハウス等）又は施設（マンスリーマンション、ホテル等）の利用料も対象です。
- ・対象外である公営住宅との公平性を考慮して、月額から2万円を控除した額が対象となります。（月々2万円については負担していただくことになります。）

### **イ 居住関係経費・その他（家賃等以外）**

#### 住宅の建て替えに係る解体・撤去及び整地に要する経費

- ・住宅を再建設するため、被災住宅（以下、「従前住宅」と言う。）を解体し、その廃棄物の撤去及び当該敷地の整地に要する費用が対象です。
- ・廃棄物に係る処分費は対象外です。
- ・当該経費は、別途、雑損控除の申請が可能であることから、これらの支出額に70/100を乗じた額の範囲内（最高額は200万円）で支給します。

#### 住宅の建設・購入のためのローン利子・債務保証料

- ・住宅の建設又は購入のための借入金（いわゆる住宅ローン）の利息、債務保証料が対象です。
- ・ローン利子のうち、1%を超えて3.5%以下の部分が対象となります。

#### 住宅の賃借、建設又は購入に必要な諸経費

- ・そのほか住宅の賃借、建設又は購入に必要な経費として定められているもの（建築確認、完了検査又は中間検査の申請手数料、水道給水申込みの際に水道事業者を支払う料金、登記（保存・移転・抵当権設定等）に係る司法書士等に対する報酬）が対象です。

## **居住関係経費（大規模半壊世帯）**

大規模半壊世帯に対する支援金は、居住関係経費である次のアとイの合計額（最高額は100万円）です。生活関係経費は支給されません。

### **ア 居住関係経費・家賃等**

**（支給される最高額は50万円で、この額は居住関係経費（支給される最高額は100万円）の内数）**

#### 住宅を賃貸する場合の当該住宅の家賃

- ・住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃が対象となります。
- ・公営住宅については、既に公的な支援を受けていることから、対象外となります。
- ・住宅の補修若しくは建設又は購入するまでの間、一時的な居住の用に供するための仮設住宅、その他物件（テント、トレーラーハウス等）又は施設（マンスリーマンション、ホテル等）の利用料も対象です。
- ・対象外である公営住宅との公平性を考慮して、月額から2万円を控除した額が対象となります。（月々2万円については負担していただくこととなります。）

### **イ 居住関係経費・その他（家賃等以外）**

#### 住宅の補修に係る除去・撤去及び整地に要する経費

- ・住宅の補修のため破損箇所等必要な従前住宅の一部を除却及び当該除却に係る廃棄物の撤去及び当該敷地の整地に要する費用が対象です。
- ・廃棄物に係る処分費は対象外です。
- ・当該経費は、別途、雑損控除の申請が可能であることから、これらの支出額に70/100を乗じた額の範囲内（最高額は100万円）で支給します。

#### 住宅の補修、建設・購入のためのローン利子・債務保証料

- ・住宅の補修、建設又は購入のための借入金（いわゆる住宅ローン）の利息、債務保証料が対象です。
- ・ローン利子のうち、1%を超えて3.5%以下の部分が対象となります。

#### 住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な諸経費

- ・そのほか住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費として定められているもの（建築確認、完了検査又は中間検査の申請手数料、水道給水申込みに際して水道事業者へ支払う料金、登記（保存・移転・抵当権設定等）に係る司法書士等に対する報酬）が対象です。

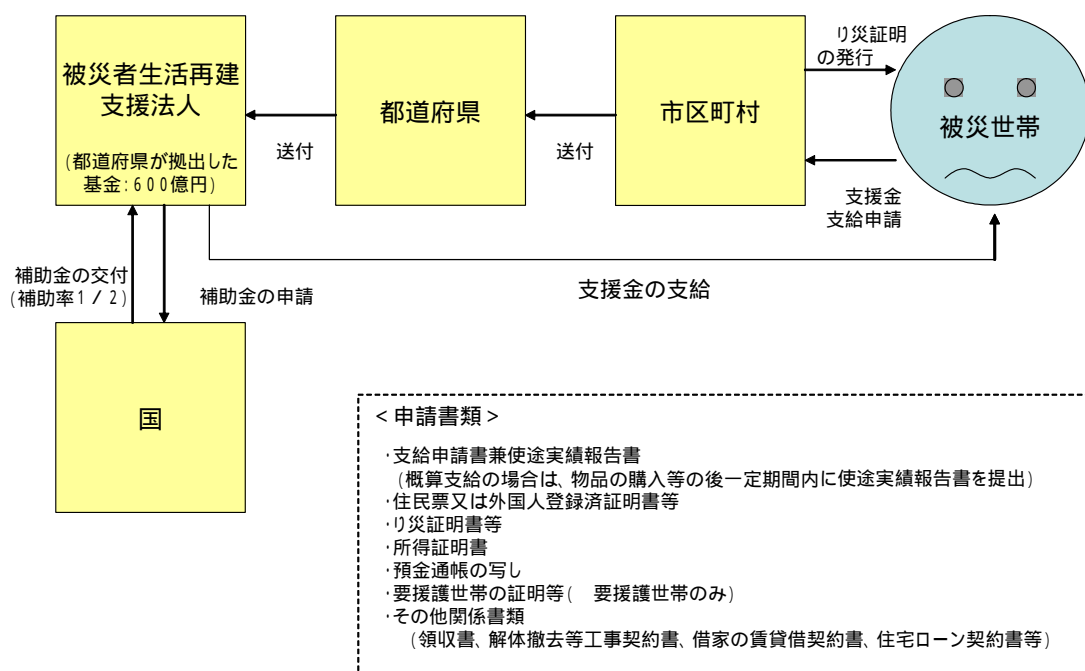
# 支援金支給の仕組みと手続きは？

支援金の支給に関する事務は、財団法人都道府県会館が行っています。  
支援金の原資は、都道府県が拠出した基金及び基金に係る運用益と国の補助金です。

法は、支援金の支給に関する事務を行う法人として、被災者生活再建支援法人を定めています。この法人は、当該事務が適正かつ確実に実施できるかどうかなどを勘案して国が指定するものであり、現在、財団法人都道府県会館が指定されています。

被災世帯に支給される支援金は、47全都道府県が法人に対して拠出した基金（600億円）と基金に係る運用益及び国からの補助金（支援金の1/2）を原資としています。

## 支援金支給までの手続き



## 申請期間、申請方法、必要書類は？

支援金を受給するためには、定められた申請期間内の申請が必要です。  
支援金は申請により、実際に支出する前に受給することが可能です。

### 支援金の申請期間

支援金の申請期間は、支援金の区分により期間が定められており、いずれも被災日から起算します。なお、やむを得ない場合はこれらの申請期間の延長も可能です。申請期間内に申請をしない場合、支援金を受給できなくなります。

表 - 5 申請期間

支援金の区分	申請期間
生活関係経費	1 3 月
居住関係経費・家賃等	2 5 月
居住関係経費・その他	3 7 月

### 支援金の申請方法・申請書類等

申請方法は、世帯主（被災者）から、次の 概算支給申請書又は 精算支給申請書のいずれかに、各種証明書等必要な書類を添付します。

#### 概算支給申請（様式第7号）

##### A 全壊世帯、半壊解体世帯等に係る概算支給申請

全壊世帯、半壊解体世帯等に対する支援金は原則として、生活関係経費と居住関係経費の合計額が支給されます。

全壊世帯、半壊解体世帯等の概算支給申請は、世帯主が、支援金の対象経費について実際に支出する前に、この申請書の記載要領に従って必要な事項を記載し、関係書類を添付して提出します。支援金の申請・支給額は、世帯の被災の程度、世帯の収入等によって異なりますが、最高で300万円の全額（全額にならない場合もあります。）を申請することができます。

## B 大規模半壊世帯の概算支給申請

大規模半壊世帯の概算支給申請については、原則として従前住宅（被災住宅）の補修に係る経費（被災部分の除却、撤去及び整地その他）が対象となります。生活関係経費は支給されません。

### 精算支給申請（様式第8号）

精算支給申請は、世帯主（被災者）が、自己資金などにより、立て替え払い的に支出したその内容を申請書に記入し、その支出の実績を明らかにする解体等工事・金銭消費貸借（住宅ローン等）・賃貸借等の契約書、その他の書類を添付します。

### 必要な提出（添付）書類等

支援金を申請する場合、以下の証明書類などを、申請書に添付して、被災世帯が被災時居住していた市区町村に提出します。

#### 必要な提出書類

- ア 住民票又は外国人登録済証明書（世帯全員及び続柄の記載があるもの）
- イ 被災した住宅に係るり災証明書  
り災証明には、全壊、大規模半壊又は半壊しやむを得ず解体する（半壊解体）の区別ができるものを添付します。また、半壊解体世帯については、解体すること又は解体されたことが証明される市区町村の発行する書類（解体証明書）滅失登記済みの登記簿謄本を添付します。
- ウ 所得証明書など  
世帯員で所得のある方について、市区町村が発行する前年（1月～5月までに被災した場合は、前前年）の総所得金額を確認できる書類
- エ 預金通帳の写し
- オ 要援護世帯の場合は、要援護世帯であることが確認できる書類 等

## 使途実績報告

世帯主（申請者）は、概算支給申請により受けた支援金については、下記表 - 6 の「支援対象期間」内に購入・修理等経費の支出を完了するとともに、その結果を「使途実績報告書提出期間」内に使途実績報告書（様式第 8 号）を市区町村に必ず提出します。

これら期間の起算日は、災害が発生した日となります。

表 - 6 支援対象期間・使途実績報告書提出期間

支援金の区分	支援対象期間	使途実績報告書提出期間
生活関係経費	1 4 月	1 5 月
居住関係経費・家賃等	2 6 月	2 7 月
居住関係経費・その他	3 8 月	3 9 月